

中小企業基盤人材確保助成金等支給業務	・中小企業基盤人材確保助成金等の支給業務を適切に実施し、各事業の目標達成を図る。	一
--------------------	--	---

## (2) 地域における雇用機会の創出等

雇用機会が不足している地域、高度技能労働者を活用する事業所が集積している地域等の雇用開発を促進し、地域の実情に即した雇用機会の創出等を図る。

このため、次表左欄の事業を実施するが、これらの事業については、平成 17 年度は、同表中欄の指標を具体的目標とする。

	平成 17 年度目標設定	(参考) 平成 16 年度目標設定
地域雇用開発促進助成金 ・地域雇用促進特別奨励金 ・地域高度人材確保奨励金  ・沖縄若年者雇用奨励金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域雇用促進特別奨励金：利用事業所における計画開始日から第 3 回特別奨励金支給申請日の 1 年経過後の常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の常用労働者数の増加率以上になること</li> <li>・地域高度人材確保奨励金：利用事業所における計画開始日から第 2 期支給申請日の 1 年経過後までの常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の常用労働者の増加率以上になること</li> <li>・沖縄若年者雇用奨励金：利用事業所における計画開始日と奨励金 4 回目の支給申請時から 1 年経過後における常用労働者数の増加率が沖縄県全体の調査年度の 6 年前の年度末から調査年度の前年度末時点における常用労働者数の増加率以上になること</li> </ul> <p>※地域雇用促進奨励金は廃止。            ※沖縄若年者等雇用特別奨励金については、地域雇用促進特別奨励金の中に統合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域雇用促進奨励金及び地域雇用促進特別奨励金：同奨励金の利用事業所における計画開始日から第 3 回特別奨励金支給申請日の 1 年経過後の常用労働者の増加率地域内の全適用事業所の常用労働者数の増加率以上</li> <li>・地域高度人材確保奨励金：同奨励金の利用事業所における計画開始日から第 2 期支給申請日の 1 年経過後までの常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の常用労働者の増加率以上</li> <li>・沖縄若年者雇用奨励金：利用事業所における計画開始日から最大回数支給申請時から 1 年経過後の 1 事業所当たりの若年の雇用保険被保険者数の増加数 14 人程度（平成 15 年度までの実績）以上</li> </ul>

通年雇用安定給付金（通年雇用奨励金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同奨励金の支給対象労働者について、支給対象事業所における支給対象となる期間の定着率が、同一の地域及び産業分類に属する事業所において常用雇用された者であって、同奨励金の支給対象とならない者の同期間における定着率を上回ること。</li> </ul>	—
地域求職活動援助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年度に事業を実施する 60 地域全てにおいて、地域毎に策定される平成 17 年度地域求職活動援助計画に係る年次計画に記載された地域求職活動援助事業における事業項目毎の成果目標を達成すること。</li> </ul>	—
地域産業施策連携推進事業 (地域求職活動援助事業の一部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年度に事業を実施する 25 地域全てにおいて、地域毎に策定される平成 17 年度地域求職活動援助計画に係る年次計画に記載された地域求職活動援助事業における事業項目毎の成果目標を達成すること。</li> </ul>	—
地域雇用創造バックアップ事業(新)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の協議会の要請に応じ、専門家が相談           <ul style="list-style-type: none"> <li>・助言する地域数、相談件数 30 地域、60 件</li> </ul> </li> <li>・都道府県労働局、市町村、地域の経済団体等の関係者による地域雇用創造促進会議を開催した地域数 60 地域</li> <li>・上記のいずれかの事業を実施した全ての地域において、地域再生計画の策定や地域雇用に資する事業の創造が行われること。</li> <li>・人材データベース等ホームページのアクセス件数 3,000 件</li> <li>・バックアップ事業を利用する市町村等が、地域雇用の創造のための取組みを地域再生計画の策定や地域雇用に資する事業等によ</li> </ul>	

	り具体化することにより、地域雇用の創造を実現すること。
地域職業相談室の体制整備（新）	・市町村と公共職業安定所が共同で運営する地域職業相談室での職業紹介による就職件数 1相談室当たり月平均30件以上

### (3) 雇用の維持・安定

事業活動の縮小を余儀なくされた企業における雇用の維持・安定を図り、失業者の発生を予防する。

このため、次表左欄の事業を実施するが、これらの事業については、平成17年度は、同表中欄の指標を具体的目標とする。

	平成17年度目標設定	(参考) 平成16年度目標設定
雇用調整助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用事業所の事業主都合離職割合 非利用事業所の同時期における事業主都合離職割合以下</li> <li>・利用事業所の保険関係消滅割合 非利用事業所の同時期における保険関係消滅割合の10分の1以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用事業所の事業主都合離職割合 非利用事業所の同時期における事業主都合離職割合以下</li> <li>・利用事業所の保険関係消滅割合 非利用事業所の同時期における保険関係消滅割合以下</li> </ul>

### (4) 円滑な労働移動の促進

雇用調整を予定している企業の動向の把握に努め、再就職援助計画作成が適切に行われるよう指導すること等により在職中の計画的な再就職支援を促進し、できる限り失業を経ない労働移動の促進を図る。

このため、次表左欄の事業を実施するが、これらの事業については、平成17年度は、同表中欄の指標を具体的目標とする。

	平成17年度目標設定	(参考) 平成16年度目標設定
労働移動支援助成金 ・求職活動等支援給付金	・求職活動等支援給付金：支援対象労働者の	・求職活動等支援給付金：支援対象労働者の

<ul style="list-style-type: none"> <li>・再就職支援給付金</li> <li>・定着講習支援給付金</li> </ul>	<p>離職後 3か月以内での就職率 30 %以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再就職支援給付金：本給付金の支給を受けた事業所のうち、本給付金を活用して再就職支援会社に支援を委託しなくても当該給付金の支給対象労働者の再就職は難しくなかったとする事業所の割合 20 %以下</li> <li>・定着講習支援給付金：本給付金の支給に係る対象労働者の雇入れ後 1年経過時における定着率 90 %以上</li> <li>・建設業労働移動支援能力開発給付金：講習等を受けた建設労働者等の講習終了後 3ヶ月時点の再就職等をしている者の割合 50 %以上</li> <li>・建設業新規・成長分野定着促進給付金：対象労働者の雇入れから 1年後の定着率 90 %（平成 14 年度における建設業労働移動支援助成金の実績）以上</li> </ul>	<p>離職後 3か月未満での就職率 3割程度 (平成 14 年度実績) 以上（※平成 16 年度に新メニューを追加する予定であることから、評価が可能となるのは平成 17 年度以降となる）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再就職支援給付金：同給付金の支給を受けた事業所のうち、同給付金を活用して再就職支援会社に支援を委託しなくても当該給付金の支給対象労働者の再就職は難しくなかったとする事業所の割合 2割程度以下</li> <li>・定着講習支援給付金：同給付金の支給に係る再就職援助計画対象労働者の雇入れ後 1年経過時における定着率 9割程度（平成 14 年度実績）以上</li> <li>・建設業労働移動支援能力開発給付金：講習等を受けた建設労働者等の講習終了後 3ヶ月時点の就職等をしている者の割合 45 %程度以上（平成 14 年度において事業主団体等が実施した講習等を受講した建設労働者等の講習終了後の就職率の平均（約 40 %）を上回る水準）</li> <li>・建設業労働移動支援定着促進給付金：対象労働者の雇入れから 1年後の定着率 9 割程度（平成 14 年度における建設業労働移動支援助成金の実績）以上</li> </ul>
産業雇用安定センター補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出向移籍の成立率 40 %（過去 3 年間（平成 14 年度～平成 16 年度（11 月まで）の実績の平均）以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出向移籍の成立率 35 %程度（過去 3 年間（平成 13 年度～平成 15 年度）の実績）以上</li> </ul>

## (5) 産業の特性に応じた雇用の安定

建設労働者、港湾労働者及び介護労働者の雇用の改善等を推進するほか、林業における雇用管理改善、農林業等への就職促進を図る。  
このため、次表左欄の事業を実施するが、これらの事業については、平成 17 年度は、同表中欄の指標を具体的目標とする。

	平成 17 年度目標設定	(参考) 平成 16 年度目標設定
<p><b>建設雇用改善助成金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設教育訓練助成金（建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金、建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練助成金（仮称）を除く。）</li> <li>・建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練助成金（仮称）（新）</li> <li>・建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金</li> <li>・雇用管理研修等助成金</li> <li>・福利厚生助成金</li> <li>・雇用改善推進事業助成金（建設業需給調整機能強化促進助成金を除く。）</li> <li>・建設業需給調整機能強化促進助成金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設教育訓練助成金（建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金、建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練助成金（仮称）を除く。）：           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業主等（助成金利用者）から、本助成措置があったことにより教育訓練を実施したとする評価を受ける割合 80 %以上</li> <li>② 本助成金の対象となった建設労働者から、本助成金の活用により技能の向上が図られた旨の評価を受ける割合 80 %以上</li> </ul> </li> <li>・建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練助成金（仮称）：           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業主等（助成金利用者）から、本助成措置があったことにより、建設業務労働者就業機会確保事業に係る教育訓練を実施したとする評価を受ける割合 80 %以上</li> <li>② 同助成金利用事業主団体の講習の対象となった建設労働者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 80 %以上</li> </ul> <p>（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案の成立が前提）</p> </li> <li>・建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金：支給対象事業所の離職率の平均 18.4 %（平成 15 年度における全産業の離職率）以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設教育訓練助成金（建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金を除く。）：同助成金の活用による教育訓練受講者数 9 万人程度</li> </ul>

	<p>の平均) 以下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用管理研修等助成金：本助成金を利用した事業主等から、本助成金の活用による研修の実施により、建設労働者の雇用管理に関し必要な知識の習得が図られた旨の評価を受ける割合 80 %以上</li> <li>・福利厚生助成金：           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業主等（助成金利用者）から、本助成措置があったことにより、作業員宿舎の整備改善等を実施したとする評価を受ける割合 80 %以上</li> <li>② 建設労働者から、本助成金の活用による作業員宿舎の整備改善等により労働環境の改善が図られた旨の評価を受ける割合 80 %以上</li> </ul> </li> <li>・雇用改善推進事業助成金（建設業需給調整機能強化促進助成金を除く。）：各団体が目標値を設定した項目のうち計画期間終了時点で目標を達成した項目の割合 80 %以上</li> <li>・建設業需給調整機能強化促進助成金：同助成金利用事業主団体の人材情報提供事業等を利用した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 80 %以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用管理研修等助成金：同助成金の活用による雇用管理研修等の実施件数 200 件程度</li> <li>・福利厚生助成金：同助成金の活用による現場福利施設等改善数 250 件程度</li> </ul>
建設労働者雇用安定支援事業 (建設事業主等に対する雇用支援施策の周知・啓発等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談終了時のアンケート調査で「役に立った」旨の評価を受ける割合 80 %以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談終了時のアンケート調査で役立った旨の評価を受ける割合 80 %以上</li> </ul>
港湾労働者就労確保支援事業 (港湾運送事業主等に対する相談援助等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談援助等を利用した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 80 %以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談援助等を利用した者から役立った旨の評価を受ける割合 80 %以上</li> </ul>

港湾労働者派遣事業対策 (港湾運送事業主に対する研修の実施等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用管理者研修を受講した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 80 %以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用管理者研修を受講した者から役立った旨の評価を受ける割合 80 %以上</li> </ul>
港湾労働者福祉支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾労働者福祉センターを利用した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 80 %以上</li> </ul>	—
介護雇用管理支援助成金 ・介護基盤人材確保助成金 ・介護雇用管理助成金 ・介護能力開発給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護基盤人材確保助成金：最初の特定労働者を雇い入れた日から第2期助成金支給申請日の1年経過後までの1事業所当たりの雇用増加数（特定労働者を除く。） 3人以上</li> <li>介護雇用管理助成金：支給対象事業所において、助成金支給後1年経過した時点における助成金支給時からの自己都合による離職率 20 %以下</li> <li>介護能力開発給付金：支給対象事業所において、給付金支給後1年経過した時点における給付金支給時からの自己都合による離職率 20 %以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護基盤人材確保助成金：最初の特定労働者を雇い入れた日から第2期助成金支給申請日の1年経過後までの1事業所当たりの雇用増加数（特定労働者を除く。） 2.5人程度（最近における介護事業所の雇用動向及び平成14年度における介護人材確保助成金（平成15年6月廃止。本助成金の前身。）の実績等を勘案して設定）以上</li> <li>介護雇用管理助成金及び介護能力開発給付金：同助成金・給付金の支給対象となった事業所における自己都合による離職率 20 %程度（平成13年11月から平成14年11月の1年間の介護事業所における自己都合による離職率の平均）以下</li> </ul>
雇用管理等相談援助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用管理等相談援助事業を受けた事業所において、本事業を受けて1年経過した時点における同事業を受けたときからの自己都合による離職率 20 %以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用管理等相談援助事業を受けた事業所における自己都合による離職率 20 %程度（平成13年11月から平成14年11月の1年間の介護事業所における自己都合による離職率の平均）以下</li> </ul>
介護労働力需給調整事業 (登録ケア・ワーカーが実質的に常用就労となるためのシステム開発の	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護労働力需給調整モデル事業を利用した事業者から、「役に立った」旨の評価を受ける割合 80 %以上</li> </ul>	—

モデル事業等)	・雇用管理体制整備に関する支援事業を利用した事業者から、「役に立った」旨の評価を受ける割合 80 %以上	
介護福祉助成金	・介護クーポンを利用した者から、「役に立った」旨の評価を受ける割合 80 %以上	—
林業雇用改善推進事業 (林業関係者による懇話会の開催等)	・林業事業体合同説明会参加者の就職率 19 %以上 ・職業講習会・就職ガイダンス参加者の就職率 16 %以上	・林業事業体合同説明会参加者の就職率 19 %程度(平成14年度実績)以上 ・職業講習会・就職ガイダンス参加者の就職率 16 %程度(平成14年度実績)以上
林業就業支援事業(新) (林業への就業を希望する者に対する体験講習の実施等)	・林業就業支援事業修了者の就職率 57 %以上	
建設労働者需給調整適正化支援事業 (関係事業主等に対する研修・相談援助等)(仮称)(新)	・研修・相談援助等終了時のアンケート調査で「役に立った」旨の評価を受ける割合 80 %以上 (建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案の成立が前提)	

### 3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進

#### (1) 高齢者の雇用の促進

事業主に対する指導・援助の推進により65歳までの雇用の確保を促進するほか、中高年齢者の再就職の促進等を図る。  
このため、次表左欄の事業を実施するが、これらの事業については、平成17年度は、同表中欄の指標を具体的目標とする。

	平成17年度目標設定	(参考) 平成16年度目標設定
--	------------	-----------------

試行雇用奨励金（中高年トライアル雇用奨励金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>トライアル雇用開始者数 2万人以上</li> <li>常用雇用移行率 75%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常用雇用移行率 75%程度以上（平成15年度実績を上回る水準）</li> </ul>
継続雇用定着促進助成金 ・継続雇用制度奨励金（第Ⅰ種） ・多数継続雇用助成金（第Ⅱ種）	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続雇用制度奨励金（第Ⅰ種）：継続雇用制度の導入又は改善等を行い、支給対象となる事業主 53,000件以上</li> <li>多数継続雇用助成金（第Ⅱ種）：高齢者を多数継続雇用し、支給対象となる事業主 3,600件以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続雇用制度奨励金（第Ⅰ種）：継続雇用制度の導入又は改善等を行い、支給対象となる事業主 53,000件程度</li> <li>多数継続雇用助成金（第Ⅱ種）：高齢者を多数継続雇用し、支給対象となる事業主 3,600件程度</li> </ul>
65歳雇用導入プロジェクト（65歳継続雇用達成事業） (地域の実情に応じた賃金・人事待遇制度の見直し等の方針の策定等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業終了時において、事業実施企業のうち 65歳まで働ける場を確保する企業の割合 80%（平成15年において少なくとも 65歳まで働ける場を確保する企業の割合を 10%上回る水準）以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業終了時において、事業実施企業のうち 65歳まで働ける場を確保する企業の割合 80%程度（平成15年度において少なくとも 65歳まで働ける場を確保する企業の割合を 10%程度上回る水準）</li> </ul>
総合的雇用環境整備推進事業（ジャンプ65推進事業） (高年齢者雇用アドバイザーによる相談・援助等の実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の 70%以上から効果があったと回答を得ることを目指す。（※独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構中期目標：対象期間平成15年10月～平成20年3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の概ね 70%以上から効果があったと回答を得ることを目指す。（※独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構中期目標：対象期間平成15年10月～平成20年3月）</li> </ul>
年齢にかかわりなく働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢にかかわりなく働ける社会の重要性を広く普及させる。</li> <li>相談・援助については、利用者の 70%以上から効果があったと回答を得ることを目指す。（※独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構中期目標：対象期間平成15年10月～平成20年3月）</li> </ul>	—
シニアワークプログラム事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業における技能講習修了者の修了後</li> </ul>	—

	6ヶ月間の雇用・就業率 70%以上	
再就職援助対策等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度からの改正高齢者雇用安定法の施行に向け、すべての企業において定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置が講じられるよう、少なくとも50人以上規模のすべての企業（約9万企業）に対しては、リーフレットの配布や集団指導・個別指導等を通じて、周知啓発の徹底を図る。</li> </ul>	—
高齢者職業相談室の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各相談室の就職件数 100件以上</li> <li>・各相談室の就職率 24%以上</li> </ul>	—

## (2) 障害者の雇用の促進

「重点施策実施5か年計画」（平成14年12月障害者施策推進本部決定）に掲げられた平成20年度の障害者雇用実態調査において雇用障害者数60万人との目標等を踏まえ、障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて就職の促進を図る。  
このため、次表左欄の事業を実施するが、これらの事業については、平成17年度は、同表中欄の指標を具体的目標とする。

	平成17年度目標設定	(参考) 平成16年度目標設定
障害者就業・生活支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者数（登録障害者数） 12,000人以上</li> <li>・相談件数 26万件以上</li> <li>・就職件数 1,900件以上</li> <li>・当該年度の就職率（就職件数／平成17年度に新たに登録した者のうち求職中の者） 55%（過去3年間の平均）以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者数（登録障害者数） 1万人以上</li> <li>・相談件数 20万件以上</li> <li>・就職件数 1,200件以上</li> <li>・当該年度の就職率（就職件数／平成16年度に新たに登録した者のうち求職中の者） 50%程度（平成14年度実績）以上</li> </ul>

### (3) 若年者の雇用の促進

「若者自立・挑戦プラン」(平成15年6月若者自立・挑戦戦略会議決定)に掲げられた当面3年間で若年失業者等の増加傾向を転換するとの目標を踏まえ、若年者の円滑な就職を図るとともに、職業意識の啓発を図る。

このため、次表左欄の事業を実施するが、これらの事業については、平成17年度は、同表中欄の指標を具体的目標とする。

	平成17年度目標設定	(参考) 平成16年度目標設定
試行雇用奨励金（若年者試行雇用奨励金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トライアル雇用開始者数 6万人</li> <li>・常用移行率 80%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トライアル雇用開始者数 5万1千人以上</li> <li>・常用移行率 8割程度以上</li> </ul>
地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進（ジョブ・カフェ事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県の実情に応じて成果目標（就職者数、就職率等）を設定</li> </ul>	—
若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者ジョブサポーターによる支援を通じ、11月末時点における新規高卒未内定者で3月までに就職決定に至る者 3万人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延べ相談件数 17万件以上</li> </ul>
若年者職業意識啓発事業（ジョブパスポート事業に係る経費を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターンシップに参加した学生から「役に立った」旨の評価を受ける割合 80%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターンシップ受入企業開拓数 5,000件以上</li> </ul>
無償の労働体験等を通じての就職力強化事業（ジョブパスポート事業）の創設（新）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 80%以上</li> </ul>	—
大学及び大学生に対する就職支援の強化 (大学就職指導担当者に対するセミナーの開催等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学新規卒業者の就職率（4月1日現在）を前年度より上昇させること</li> <li>・セミナーを受講した大学就職担当者から、「セミナーが役に立った」旨の評価を受ける割合 80%以上</li> </ul>	—

	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記セミナーを受講した担当者の大学の就職率が改善した割合 60 %以上</li> </ul>	
学生職業センター等における学生等の就職支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生職業センター等就職件数 (47 所計) 前年度の就職件数の 10 %増</li> </ul>	—
若年者の職場定着促進事業 (働く若者に対する相談体制の整備等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規学卒者の就職後 3 年以内の離職率を前年度より低下させること</li> </ul>	—
不安定就労若年者雇用安定促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヤングワークプラザにおける就職件数 前年度の就職件数の 20%増 (平成 16 年度上半期就職件数 : 4,417 人)</li> </ul>	—

#### (4) 就職困難者等の雇用の安定・促進

年齢等によるミスマッチの解消を通じ、就職困難者等の円滑な就職を図る。

このため、次表左欄の事業を実施するが、これらの事業については、平成 17 年度は、同表中欄の指標を具体的目標とする。

	平成 17 年度目標設定	(参考) 平成 16 年度目標設定
特定求職者雇用開発助成金 ・特定就職困難者雇用開発助成金 ・緊急就職支援者雇用開発助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成金が対象者の雇用の増加に「役に立った」とする事業所の割合 : 90 %以上</li> <li>助成金支給対象者の事業主都合離職割合 : 対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成金が対象者の雇用の増加に役立ったとする事業所の割合 7 割程度以上</li> <li>対象者の事業主都合離職割合 対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下</li> </ul>

#### (5) 被保険者の福祉の増進

小規模事業所における雇用保険関係手続の円滑な処理の促進を図る。

このため、次表左欄の事業を実施するが、これらの事業については、平成 17 年度は、同表中欄の指標を具体的目標とする。

	平成 17 年度目標設定	(参考) 平成 16 年度目標設定
小規模事業被保険者福祉助成金	・受給した事務組合が新規に開拓した委託小規模事業所数が当該事務組合の全委託小規模事業所数に占める割合 6 %以上（平成 15 年度実績を上回る水準）	・本助成金を受給した事務組合が新規に開拓した委託小規模事業所数が当該事務組合の全委託小規模事業所数に占める割合 6 %程度以上（平成 14 年度実績を上回る水準）

4 その他

	平成 17 年度目標設定	(参考) 平成 16 年度目標設定
キャリア交流事業（新）	・就職率 55 %以上 (市場化テスト対象地域においては、落札した民間事業者が目標を設定)	
若年者キャリア交流プラザ事業(新)	(市場化テストにおいて、落札した民間事業者が目標を設定)	
ホワイトカラー再就職支援等事業（新）	・求人開拓推進員 1 人当たりの開拓求人件数月 20 件以上、開拓求人数月 42 人以上。 充足率については、当該地域における他の求人の充足率と同程度以上 (市場化テスト対象地域においては、落札した民間事業者が目標を設定)	
職場適応訓練(職場適応訓練委託費)	・職場適応訓練終了者のうち、訓練を実施した事業所に雇用される者の割合 65 %以上	一

日雇労働者等技能講習事業	・講習対象者数 2,900 人以上	—
看護師等雇用管理研修助成金	・支給を受けた事業所の労働者における自己都合離職率の平均 13 %以下	—
雇用関連事業ワンストップサービス (新)	・ワンストップ窓口における相談・案内件数 80,000 件以上 ・ワンストップ窓口における相談・案内のうち他機関に係るもの割合 40 %以上	
公共職業安定所の福祉マンパワー確保機能の強化	・福祉関連職業の充足率 22 %以上	—
雇用管理相談業務	・利用者に対してアンケート調査を実施し、80 %以上からの者から「役に立った」旨の評価が得られるようにする。(※独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標：対象期間平成 16 年 3 月～平成 20 年 3 月)	—
離職予定在職者職業相談コーナーの運営	・相談コーナーで支援した者の 50 %について離職を経ずに、あるいは受給期間中に就職することを目指す。	—
日系人関係就労適正化等対策	・日系人雇用サービスセンターにおける目標 ① 就職率 12 %以上 ② 1 人当たり相談回数 3 回以上 (相談件数／新規求職者数)	—
出稼労働者援護対策	・出稼労働者援護事業において実施する就労	—

(出稼労働者の送出道県における相談活動等の援助)	問題打合会に参加した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 80 %以上	
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金	・独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の中期目標（別紙1）を達成する。	一

## II 職業能力開発局関係

### 1 キャリア形成支援システムの整備

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、事業主が能力開発の目標及び内容を明確にし、それを労働者に周知した上で職業訓練を行うこと等を支援する。

このため、次表左欄の事業を実施するが、これらの事業については、平成17年度は、同表中欄の指標を具体的目標とする。

	平成17年度目標設定	(参考) 平成16年度目標設定
キャリア形成促進助成金 ・訓練給付金 ・職業能力開発休暇給付金 ・長期教育訓練休暇制度導入奨励金 ・職業能力評価推進給付金 ・キャリア・コンサルティング推進給付金 ・地域人材高度化能力開発助成金 ・中小企業雇用創出等能力開発助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主（助成金利用者）から本助成措置があつたことにより訓練、休暇、能力評価等を実施したとする評価を受ける割合 80 %以上</li> <li>・助成措置の対象となつた従業員から、助成対象となる訓練、休暇、能力評価等によりキャリアアップが図られた旨の評価を受ける割合 80 %以上</li> <li>・訓練給付金</li> <li>・職業能力開発休暇給付金</li> <li>・長期教育訓練休暇制度導入奨励金</li> <li>・職業能力評価推進給付金</li> <li>・キャリア・コンサルティング推進給付金</li> <li>・地域人材高度化能力開発助成金</li> <li>・中小企業雇用創出等能力開発助成金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象となる訓練、休暇、能力評価等を実施した結果、事業主（助成金利用者）から、本助成措置があつたことにより訓練等を実施したとする回答や従業員のキャリアアップが図られたとの評価を受ける割合 80 %以上</li> </ul>